

令和 6 年第 11 回加賀市農業委員会定例総会

令和6年11月25日(月)

開会（午後 15 時 00 分）

事務局（東出）

これより令和6年第11回加賀市農業委員会定例総会を
始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員 13 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12 名のうち 11 名の出席を頂いております。

また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、**18**日に中野委員、事務局職員1名の計2名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長(中村会長)

皆さん、こんにちは。(あいさつ等)

それでは、令和6年第11加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議事録署名員の指名

議長(中村会長)

初めに議事録署名員の指名をいたします。

5 番 加納委員、6 番 新保委員を指名します。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは議案の審議を行います。議案 第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（西出）

議案第34号、ほか6名から

農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は7件です。

整理番号1番 [] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は市外で生活しており、町内に住む譲受人が農地の管理をしている現状です。今回、譲渡人より譲渡したい要望があったため、譲受人が農地を取得するものです。譲受人は [] を営んでおり、農地取得後は [] を栽培する予定です。

整理番号2番 [] の譲受人が農地を取得するものです。譲受人は現在 [] で譲渡人より農地を借りて [] を営んでおり、今後も経営規模を拡大し農業を営んでいく意欲があり、今回譲渡人より農地を売買で取得するものです。農地取得後も [] を継続し行っていく予定です。

整理番号3番 [] の譲受人が農地を取得するものです。譲渡人は [] をしていましたが、高齢のため耕作することが難しくなり、同じ [] の譲受人に農地を贈与するものです。譲受人は現在、譲渡人より農地を借りて [] をしているため、そのまま農地を取得し今後も同様に [] していくものです。

整理番号4番 [] の譲受人が農地を取得するものです。整理番号3番と同じ譲渡人で、高齢により農地を耕作できなくなったため、譲渡人の親類である譲受人へ農地を贈与するものです。譲受人も [] であり、農地取得後は同じく [] を耕作し経営規模拡大を目指すものです。

整理番号5番 [] の譲受人が農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、譲受人が農地を管理しています。今回譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、農地を維持管理するために譲受人が売買で取得するものです。

整理番号6番 [] の譲受人が農地を取得するもので

	す。譲渡人2名は市外に住んでおり、農地は現在耕作放棄されている状態です。譲受人は[]を営んでおり、勤務地から近い農地を畑として取得し、[]を栽培する予定です。 整理番号7番[]の譲受人が農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、親類である譲受人に農地を譲渡したい意思があるため贈与で取得するものです。譲受人は農地取得後、現状同様に[]を耕作していくものです。 以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長） 加納委員	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 6番の譲受人は、これまで農地を借りて耕作をしていたのですか。
事務局（西出）	していません。申請地は耕作放棄地となっていましたが、譲受人が[]したいということで、耕作できる状態にしました。
山崎職務代理	現地へ行き確認しました。そして、本人の意思も確認しました。
議長（中村会長）	営農計画書も出ていますし、私も現地確認をしました。 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。なければ、これより採決に入ります。 議案 第34号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 35 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）

それでは、議案 第 35 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は賃貸借の設定による新規が 2 件、移転が 1 件、合計面積が 92,823 m²です。

1 番は、[] が [] の所有地である [] の農地 2 筆を、10 年間の賃貸借にて利用権設定を新規に行う案件です。

2 番は、[] が [] の所有地である [] の畑地 1 筆を、3 年間の賃貸借にて利用権設定を新規に行う案件です。

3 番の移転申請は、中間管理機構を経由して [] が借りていた農地を、移転申請にて [] に経営移譲するものです。

以上この 3 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており適当と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議案 第 35 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 36 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 36 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中野委員がお休みのため代読として事務局より報告をお願いします。

中野委員
(代読:橋本)

11 月 18 日に、私と事務局職員 1 名、計 2 名で現地確認調査を行いました。

整理番号 1 番の転用目的は現場事務所等です。雨水は砂利舗装で浸透させ、現場事務所の排水は下水道に接続する計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）
事務局（橋本）

それでは、事務局から説明してください。

説明いたします。

1 番は [] にあり、田、2 筆、面積計 812 m²、転用目的は [] 等の建設工事に伴う現場事務所及び駐車場建設で一時転用するものです。この案件は、令和 5 年 9 月に初回の許可を得て事業を開始しましたが、許可期限の本年 12 月 31 日までに事業が完了しないことから、17 カ月の延長申請があったものです。申請地は、初回の転用許可日から 3 年以内の一時転用となり、[] にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議案 第 36 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、報告をお願いします。
中野委員 (代読:橋本)	報告します。 整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。1 番は既に自己住宅が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。
議長（中村会長）	以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
事務局（橋本）	それでは、事務局から説明してください。 説明いたします。 1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 500 m ² 、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、昭和 62 年ごろに亡夫が自己住宅を建設したもので、事業者は既に亡くなっており建設の経緯は不明です。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。
議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	（挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます。
議案 第 38 号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第 38 号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、報告をお願いします。
中野委員 (代読:橋本)	それでは、報告します。 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。 2 番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。 以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長） 事務局（橋本）	それでは、事務局から説明してください。 説明いたします。 1 番は [] 地内にあり、畑、2 筆、面積計 298 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため、第 3 種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。 2 番は [] にあり、畑、面積 405 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は [] を営んでおり、既存の駐車場が手狭になったため、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから、第 2 種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するも

議長（中村会長）	のと考えます。
議長（中村会長）	説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
報告 第 21 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第 21 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は畑 3 筆、田 1 筆の 2 件、合計面積 8,956 m ² の届け出です。 1 件目は、令和 2 年 7 月に中間管理機構を経由 を 10 年間の賃貸借を結んだのですが、この度、借り人が買い受けのため合意解約書が提出されたものです。公益財団法人いしかわ農業支援機構においても同意印をもらっています。 2 件目は、来月に農地転用 5 条申請が予定される農地に利用権の貸し借りがあり、その合意解約書を提出するものです。 以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第 22 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 22 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
	（委員からの報告なし）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和 6 年 第 11 回加賀市 農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後 4 時 16 分）	